

常盤会ときわぎ国領

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

<目次>

1. 総則
2. 体制
3. 感染発生時の対応に関する基本方針
4. その他

1. 総則

常盤会ときわぎ国領（以下「当施設」という）は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水に対して、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。利用者宅訪問時においても衛生上必要な措置を講ずる。当施設、利用者の居住地において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

2. 体制

(1) 感染症予防対策委員会の設置

ア 目的

当施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染症予防対策委員会」を設置する。

イ 感染症予防対策委員会の構成

感染症予防対策委員会は、次に掲げる者で構成する（カッコ内は担当分野）。

- (ア) 施設長（施設全体の管理責任者。委員長を務める）
- (イ) 事務長（事務及び関係機関との連携）
- (ウ) 看護師（医療・看護面の管理） ※感染対策担当者
- (エ) 介護職員（現場の日常的なケアの管理）
- (オ) 在宅職員（現場の日常的なケアの管理）
- (カ) 保育園職員（現場の日常的なケアの管理）

- (キ) 栄養士（食事・食品衛生面の管理）
- (ク) その他施設長が必要と認める者

※ 感染症予防対策担当者

感染症予防対策担当者は、施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な案を、感染症予防対策委員会に提案する。

なお、感染症予防対策担当者は看護業務との兼務を可とする。

ウ 感染症予防対策委員会の業務

感染症予防対策委員会は、委員長の召集により感染症予防対策委員会を定例開催（月1回）のほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

- (ア) 施設内感染対策の立案
- (イ) 指針・マニュアル等の作成・見直し
- (ウ) 施設内感染対策に関する、職員への研修の企画及び実施
- (エ) 新利用者の感染症の既往の把握
- (オ) 利用者・職員の健康状態の把握
- (カ) 感染症発生時の対応と報告
- (キ) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

(2) 職員研修・訓練の実施

当施設の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を感染症予防対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

ア 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

イ 全職員を対象とした定期的研修と訓練

全職員を対象に、別に感染症予防対策委員会が作成する教材を用いた定期的な研修と訓練をそれぞれ年2回以上実施する。

ウ 委託業者を対象とした研修

調理、清掃等の業務等委託を受けて実施する者について、本指針の周知を目的とした講習会を実施する。

### (3) その他

#### ア 記録の保管と周知

感染症予防対策委員会の審議内容等、施設内における感染対策に関する諸記録は3年間保管する。また、議事の概要を労働者に周知する。

### 3. 感染発生時の対応に関する基本方針

#### (1) 平常時の対策

ときわぎ国領感染症対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に努める。マニュアルは各部署共通のものとして整備し、職員の周知徹底し、必要に応じて見直すものとする。

#### (2) 発生時の対応

施設内で感染症が発生した時は、感染症予防対策委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、対策を実施する。その内容及び対策について、感染症予防対策委員会及び全職員に周知する。

疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染等）を追加して実施する。

また感染症の疑い、感染症が発生した時には配置医、産業医に報告し、感染対策について連携を取る。報告が義務付けられている病気が特定された場合は、速やかに保健所や担当行政機関に報告をする。

感染症が集団発生した場合は、保健所等と連携を図って対応する。保健所からの指示を検討し、通常通りの業務の継続が困難と判断された場合は、感染症クラスター対策本部長（施設長）の判断をもってBCPを発動し対応する。

### 4. その他

#### (1) 利用予定者の感染症について

当施設は、一定の場合を除き、入所予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

#### (2) 指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染症予防対策委員会において定

期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(3) 閲覧

本方針は、利用者及び利用者家族等の求めに応じていつでも閲覧できるとともに、ホームページに公表し、だれでも閲覧できるようにする。

(附則)

平成 21 年 12 月 1 日施行

令和 3 年 4 月 1 日全面改正